

生成 AI 活用型 DX 推進業務改善支援事業業務委託基本仕様書

1. 委託業務名

生成 AI 活用型 DX 推進業務改善支援事業

2. 事業目的

本市において事業者を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えており、日常生活のあらゆる面でデジタル化が進展し顧客や社会のニーズ、市場環境が大きく変化している。また、人口減少等による労働力不足等の課題が深刻化するなか、市内中小企業が事業活動を継続、拡大していくためには、デジタル技術を活用した事業活動の一層の効率化、業務改善による働きやすい職場環境づくりが不可欠となっている。

本事業においては、デジタルを活用したビジネス変革の推進を図るため、生成 AI 技術を活用し、より効率的な経営の可視化、DX の必要性を理解し、課題把握や戦略・推進体制整備に向けた推進計画策定と実行、事業活動への生成 AI 技術の活用手法の取得などを支援する専門家を派遣する。市内中小企業に対し生成 AI 技術の活用による DX 推進を支援することで、デジタルを活用したビジネス変革、業務改善による働きやすい職場環境整備を促進し、特に若年者雇用の確保、競争力強化を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日(金)

4. 実施主体

事業の実施主体は鹿角工業振興会とし、事業の目的を十分に理解し、業務を適切に実施できると認められる者に委託して実施する。

5. 業務履行場所

鹿角市内において、受託者が企画提案書において提案した内容を基本とする。

6. 委託金額(上限額)

3,130,000 円

7. 事業内容(仕様)

本事業の実施に関し、以下の(1)から(7)を行う。

(1)支援企業の募集活動

本事業における伴走型支援企業は 2 社程度とする。

支援企業の募集に際しては、鹿角工業振興会、鹿角市、商工会等と連携して募集活動を実施すること。

・募集要項に、生成 AI 技術の活用による DX 推進に関する内容を明記すること。

・生成 AI 技術の活用、DX 推進による業務効率化等に意欲的な企業を積極的に募集すること。

(2)生成 AI 活用 DX 推進セミナーの実施

生成 AI 技術の活用に関する基礎知識や DX による業務改善など、中小企業における導入事例、活用方法などをテーマとしたセミナーを 1 回～3 回程度実施すること。

・セミナーはオンラインでの開催も可能とする。

- ・セミナーの開催回数、内容、開催方法(オンライン/オフライン)等については、受託者が企画提案書において提案すること。なお、参加費は基本的に無料とする。
- ・生成 AI 技術を活用した DX 推進のメリットや、具体的な手法、手順など分かりやすく解説すること。
- ・生成 AI ツールの実演や体験型のワークショップなどの実施も検討すること。

(3)生成 AI 技術の活用、DX 推進による業務改善に向けた伴走支援の実施

伴走支援は原則 1 回/月とするが、支援企業における業務改善の実現に繋がるよう、支援企業の都合や時節を考慮した上で、直接面談やオンラインなどによる実施する。

また、DX は時代の変化に対応して活動を見直し、継続していくことが重要であることから、本事業期間終了時においては、事業終了後も支援企業が自立的に DX 推進活動を実行できる環境を整備することを目的とし、以下の①から④までを終了させること。

①経営ビジョン(目標)の設定

- ・支援企業の経営者の経営ビジョンを確認するとともに、ビジョン達成に向けた合意形成を行うこと。
- ・生成 AI 技術活用により達成できる、具体的な目標についても検討すること。
- ・生成 AI 技術を活用した業務プロセス改善や新規事業創出など、具体的な目標設定を支援すること。

②支援企業の経営情報から経営状態の可視化診断、分析

- ・可視化診断、分析は、支援企業が本事業期間終了後も継続的に経営状態を把握できるような仕組みを用いること。
- ・分析結果を診断段階において支援企業に提示すること。
- ・生成 AI ツールを活用したデータ分析などにより、効率的に現状の課題や改善点を明確化すること。

③経営課題の整理及び解決優先順位の合意形成

- ・①による支援及び②による分析結果を元に課題を抽出、整理し、支援企業との協議の上、取り組むべき課題解決の優先順位を設定すること。
- ・設定した優先順位に基づく課題解決に向けた取組みについて、支援企業と合意形成を行うこと。
- ・課題解決に向けた取組みに、生成 AI 技術の活用を検討し、支援企業と合意形成を行うこと。

④生成 AI 技術の活用による DX 実行計画の策定

- ・①～③の支援を元に、支援企業ごとの DX 実行計画を策定すること。
- ・DX 実行計画の内容を支援企業が自立的に実施するため、支援企業内の体制構築を支援すること。
- ・生成 AI 技術の具体的な活用方法を盛り込むこと。
- ・ロードマップ、役割分担、KPI 設定などを含めた実行可能な計画とすること。
- ・DX 実行計画は鹿角工業振興会、鹿角市へも提出、共有すること。

⑤必要なデジタル技術、デジタルツールのマッチング

- ・実行計画を効率的に実行するために必要と思われるデジタル技術及びツール、生成 AI ツールを紹介するとともに、必要に応じてツール提供者(ベンダー等)とのマッチング支援を行うこと。
- ・デジタル技術及びツール、生成 AI ツールの導入に際して、秋田県、鹿角市及び関連団体等が実施している補助金等の活用についてもアドバイスすること。
- ・最新のツールやサービスに関する情報を提供し、課題解決に最適な選定を支援すること。
- ・必要に応じて導入支援や操作指導等も行うこと。

(4)取組事例集作成業務

伴走支援業務で支援を行った企業の取組みやその変化・効果などについて、取組事例として支援企業 1

社当たり 1 件以上の記事を執筆し、事例集を作成すること。事例集の内容は DX に未着手の企業を含めた市内企業の DX 促進の機運醸成に向けて、その効果がより伝わるような内容とすること。

- ・生成 AI 技術活用による効果を具体的に記載すること。
- ・DX による業務効率向上、コスト削減、売上増加などの定量的な効果を可能な限り示すこと。
- ・市内企業向けに事例集にまとめた内容を紹介する、取組報告会の開催を検討すること。

(5) 定期報告

本事業における定期報告として、鹿角工業振興会、鹿角市及び事業関係者と毎月 1 回ミーティング等を実施すること。

(6) その他、本事業に必要な一切の業務

本事業の遂行にあたり、本振興会と協議の上、実施すること。

(7) 実施報告書の作成と提出

本事業にて実施した内容を実施報告書としてまとめ、その電子データ一式を以下に定める期日までに本振興会へ提出すること。

提出期限: 令和 8 年 3 月 13 日(金)

8. 業務実施にあたっての留意事項

受託者は本事業の実施にあたり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受託者は本事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、委託者の指示に従って業務を行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたって収集し、知りえた企業等の情報等の一切の事項について、本業務の委託期間及び委託期間後において、外部に漏えいがないようにするとともに、本事業を履行するため以外に使用しないこと。
- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権は、本振興会に帰属するものとし、本振興会は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとする。また、制作者は本振興会に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを本振興会に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ本振興会に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
- (8) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守しなければならない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、本振興会と受託者で協議し決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、本振興会及び鹿角市の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

- (10)相談者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (11)受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき本振興会が判断した場合には、本振興会の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。